

用語解説

土壤汚染

産業活動など人の活動に伴って、意図的あるいは非意図的に有害物質により土壤を汚染する行為や事例であり、一般に土壤に含まれる有害物質が汚染土壤処理基準を超えている状態をいいます。

第一種有害物質

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）で人の健康に障害を及ぼす物質のうち土壤を汚染する原因となる有害物質として定められたもののうち、ベンゼン等揮発性有機化合物 11 物質をいいます。

第二種有害物質

環境確保条例で人の健康に障害を及ぼす物質のうち土壤を汚染する原因となる有害物質として定められたもののうち、鉛等重金属類 9 物質をいいます。

特定有害物質

土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、土壤汚染対策法に基づく調査等の対象となる物質であり、鉛、砒素、トリクロロエチレン等 25 物質が特定有害物質として定められています。このうち、揮発性有機化合物 11 物質を第一種特定有害物質、重金属等 9 物質を第二種特定有害物質、農薬等 5 物質を第三種特定有害物質として分類されています。

リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者（市民、事業者、行政等）のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることをいいます。

土壤汚染対策法

「土壤汚染対策法」は、平成 14 年 5 月 29 日に公布され、平成 15 年 2 月 15 日より施行されました。

この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。そのため、有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めています。

A.P.

隅田川河口の水位を測るため、明治 6 年に現在の中央区新川 2 丁目地先の河岸に設置された霊岸島量水標零位（Arakawa Peil：オランダ語で、荒川の水準線の意）の略称です。

この霊岸島量水標零位は、ほぼ大潮干潮位に当たることから、荒川河口及びその沿岸の河川・港湾工事用基準面、すなわち、荒川工事基準面として使用されています。

ppm(part per million)

微量に含まれている物質の割合を表す単位で、100 万分の 1 を表しています。例えば 1ppm とは、1 m³の体積中に 1 cm³の物質が存在する場合をいいます。

ベンゼン

化学式は C₆H₆、水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶け、常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高いです。かつては工業用の有機溶剤として用いられていましたが、現在は他の溶剤に替わられています。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排ガスからも検出されます。

ヒ素

ヒ素は硫ヒ鉄鉱(FeAsS)などとして産出し、高純度ヒ素金属は半導体の原料となる他、無機ヒ素は木材の防腐、防蟻剤、触媒、脱硫剤、ガラス脱色剤などの用途があります。温泉水など火山地帯の地下水ではヒ素濃度が高いものがあり、自然界では、無機ヒ素のメチル化が生じ、海洋生物中のヒ素含量は陸上生物に比べ 10 倍から 1000 倍高く、特に海藻類では高いものがあり、そのヒ素のほとんどは毒性の低いメチル化ヒ素として存在しています。

鉛

空气中で容易に酸化される性質を有している蒼白色の柔らかい金属で、無機化合物は 2 価または 4 価 (2 価の方が安定)として存在し、またアルキル鉛などの有機鉛化合物があります。

金属鉛は鉛蓄電池の電極板、鉛管、放射線遮蔽材、活字、ハンダ、鉛ライニング、真鍮、青銅などに利用され、また無機鉛化合物は顔料、塗料、ゴムの耐熱増強剤、塩化ビニル安定剤、農薬などに広く用いられています。

六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきました。

水銀

常温で唯一の液体金属 (銀白色) であり、多くの金属とアマルガム (合金) をつくる。金属水銀は温度計、圧力計などの計器、電極、水銀灯、歯科用アマルガムなど幅広い用途をもち、無機水銀の塩化第二水銀は殺菌消毒薬として、有機水銀のメチル水銀は種子消毒や水虫治療に使われてきました。

シアン化合物

シアン化ナトリウム、シアン化カリウム、塩化シアン等があり、シアン化水素は非常に弱い酸で、揮発性を有している。シアン化ナトリウムは、金の青化精錬、顔料 (紺青) の原料、非鉄金属から銅及び銀などの抽出、メッキ、金属の焼き入れ、写真薬、還元剤、ビニリデン樹脂、医薬品などに利用されて

きました。

汚染土壌処理基準

汚染土壌処理基準とは、土壌汚染の有無を判断するための基準であり、土壌溶出量基準、土壌含有量基準が定められています。この基準を超える土壌汚染が確認されると、汚染拡散防止措置が必要となります。

土壌含有量基準

汚染された土壌の直接摂取による健康影響を防止する観点から定められた基準です。

土壌溶出量基準

汚染した地下水を飲用することにより生じる健康影響を防止する観点から定められた基準です。

自然由来の汚染土壌

自然的原因により基準を超過する有害物質が含まれる土壌を自然由来の汚染土壌と称します。

土地利用の履歴

対象となる土地について、過去に有害物質の取扱事業場が存在していたか否かなど、その土地がこれまでどのように利用、使用されてきたかについて調べたものです。

毛細管現象

水中に細い管を立てると、管内の水面が管外よりも高くなる現象です。水の表面張力によって生じます。

コールドチェーン

コールドチェーンとは、生鮮食料品の鮮度を保持するため、冷凍・冷蔵・低温の状態生産者から消費者まで温度管理を絶やさずに流通させる仕組みです。